

インタビュー論

——対話的構築主義という立場に示唆をうけて

人間自然環境研究科 科目等履修生 中恵 真理子

1. 本レポートの目的

桜井『インタビューの社会学』によれば、インタビューには、「実証主義」「解釈的客観主義」「対話的構築主義」という三つの立場があるという（桜井〔2002:24-31〕）。私は、この「対話的構築主義」に示唆を受けた相互行為分析という立場に立ち、私の行った過去のインタビューの再解釈をしたい。私は、昨年、生活保護を受給するうえで、自立の助長という名目で保護担当職員によってなされる就労指導のかかえる問題で、小論を書いた（「貧困問題の現代的位相」『平成 17 年度 徳島大学 総合科学部 榎田ゼミナールゼミ論集』）。

私は、インタビューに先立ち一つの視点を持っていた。それは自立の助長は自立を生まないというものである。私はこの小論では先の視点を直接ぶつけたものについて保護ずれという言葉で事実があるという肯定の部分とそれがより細かい指導によって乗り越えられるという彼の主張しか取り上げなかった。私はこの点について幾つかの不満を持っており、それが今回のレポートを書くきっかけとなった。一つめの不満として、先の取り上げ方では、好井も述べているように語り手から情報を引き出し、裏取りをするようなインタビューになってしまい、そもそもそれがどのような文脈、相互行為の中で行われたのか厳密性を欠くことになること（好井〔2006:131-133〕）。二つめはインタビューは全体として考察し、当初聞き手が意図になかったことでも、そのときその場でなされたインタビューの固有性・独自性こそ目を向けるべきではないかというものである。三つ目に二つめのこのインタビューの固有性からくるものであるが、インタビューの持つ困難さと可能性について考察したいというものである。

昨年、このインタビューを行ったとき、語り手にこちらの意図を読まれ、はぐらかされた、否定されたという印象をもった。しかし同時に実は聞いたかったことは聞いたのではないかという意気込みもあったが、それを表現するのに非常な困難さを感じた。

このインタビューの録音テープを聴くと観察可能であるが、聞き手である私の落胆の溜息や期待からずれていったことを示す相槌がいくつかある。声のトーンの変化を聞けば分かるように、語り手の話に期待する相槌からその相槌をきっかけとして語り手が話をずらしたと捉える、落胆の相槌である。また語り手もこちらの表情と相槌から聞き手の解釈を統制しようとして声が大きくなるというトーン変化がある。それは昨年引用した就労指導をめぐるやりとりにおいても見て取れる。

私：あの： 指導がこう翻って：↑ あの例えば、私の感覚なんですけれども、あの； ま
A：
私： 寄る辺がないといえますか、ケースワーカーさん以外に寄る辺がない、ここでお金が
A： うん
私： 頂けなくなったら：あの：なんと申しますか、生活できないわって思っている人がで
A： うん
私： すね、指導を受けていたら、余計こう、なんと申しますか、自立ではなくて受動性の
A：
私： 方を強める↑っていうようなこと、ない、あるんじゃないかと思うんですけど。
A： うん、うん
私：
A： hahah いわゆる保護ずれというやつね（.）ありますよ。実際ね、ほれはね。現実
私： ほう：：そうですか：↑
A： ありますよ。＜しかしほれはねさっき言ったことで解決できるんやと思うんやけど＞
私： はい はい はい はい↓：
A： やっぱりほの＜ほういう人分かりますよ。話しよって＞意欲無くなってきたって話
私：
A： したら分かりますし：：ちょっと話したら分かりますし、そこをどうするかっていう
私： はい
A： ときに今の現状の一人90ケースとかっていうんでは、そのの、家庭、家、世帯にね
私： あの はい↓
A： ほなやっぱり入って行ってね（.）話をするとかって言うのが非常に難しいんですよ。
私：
A： 一人担当するケースが少なくなれば：それだけ、まあ、入っていけるっていうのもあ
私：
A： るんで、そこで解決していく：かな：という気はしますけどね。
私： はい↓

このやりとりを見ると、保護係長は、いったんは指導が保護ずれを招くと肯定しながら、私の期待の相づちによって、その原因は指導が不十分だからこそであって、ケースワーカーを増やし、もっと受給者の内面にまで入り込めるような指導をすることによってこそ解決できると、私の問いそのものを無にしている。

このことは何を意味するのであろうか。このインタビューの相互行為そのものに、一種の対立が見て取れるのである。私はこの相互行為を分析することによって先の三つの不満が解決されるのではないかと考えたのである。

2-1. 語り手と聞き手というカテゴリー対

それでは、この相互行為を分析するうえで、道具となるカテゴリー対は何であろうか。当たり前であるがそれは聞き手と語り手である。三浦によれば、語り手はインタビューという場で、様々なまなざし（カテゴリー化の罫）をうける。氏は、自身の行ったインタビューで、突然語り手から、原稿を書かないでくれという電話を受け、如実にフィールドに出会ったという経験を書いている（三浦〔2004:201-220〕）。私はインタビューが行われているまさにその場でフィールドにであったのではないかと考えるのである。すなわち、インタビューの中で語り手は聞き手による意味の解釈に抵抗し、自身による受け入れ可能な物語の統制を試みたのではないのだろうか。単なる情報提供者の語りとして扱うのではなく彼が指示している解釈の方を読み解こうとすれば、彼がどのような現実を生きているのか、見えてくるのではないか。

2-2. 専門家と一般の人というカテゴリー

それでは、彼(保護係長)はどのようにして解釈に対しても統制を行おうとしたのか。それはインタビューの最初の話題のときに、「一般の論調として」という言葉で、私を指し、語り手—聞き手という受動的な立場から、専門家—一般の人（素人）という立場に切り替えようとする実践がある。

(適正受給が求められすぎると指導が厳しくなるのではないかという問いに対して)

A: 厳しすぎるけんどうこうという問題はないと思うんです。ある意味厳しくせな:あかん部分もあると思うんで。そこをまあ勘違いって言い方悪いな、誤解というかね(.)されとる部分もあるんかも分かんですけどもね。いや、一般の論調としてですよ。

このような語りは、私の未熟な問いかけが誘導したものではあるが、結果として、専門家対素人に対する説得という相互行為を可能にした。以下は説得の中身である。

2-3. 共感に訴える説得

生活保護のあるべき理想をあなたも当然そう思うでしょというニュアンスで語られている場面が何度かある。「利用するだけ利用して出て行ってくれたらいいんですが。」「三月、四月利用して、保護から離れていってくれるのが本来の姿で合うよね。そういう人なら・・・(聞き取れなかった)。」それと同様に濫給になる恐れのある事例(彼が見なす)に対して当然嫌悪感を持つでしょという語りもある。「離婚したら保護うけられるんですか」「仕事止めようと思うんやけど保護受けられますか。ほら気楽に来ますよ。」などがそうである。

さらに最近の生活保護に対する見方についても批判的な意見が見られる。「ハウトゥー生活保護やいう本もありますし、負け組の生き残り方やいう人もおるし。」などがそうであ

る。

2-4. 保護係長としての自負

A市は保護率の低い市町村である。彼が保護係長についてから二・三年は保護率が下がっていたが、その後、不況のため保護率が上がってきた。しかしそれは、職員の配置が、60人に一人のケースワーカーから90人に一人のケースワーカーになって、きめ細かい就労指導が困難になったことにも原因があると捉えている。就労指導に至らないまでも生活指導のレベルでも、もっと指導が必要だという。保護担当になって、12年になるが、なった当時は、「家に入って丸一日話してくることも出来た。お互いの信頼関係も出来て、些細なことでもはなしてくれた。こちらもこれが必要だと、提示してあげられた。」理想的な状態だったという。また彼は、保護を廃止して経済的自立のみを自立と捉えるような自立観にたっているわけでもない。「高齢者がいろんな制度を活用して家でねずっと自分で生活していけるというようなフォローが昔なら出来たんですよ。今の状況を見たとき、それが出来んようになってるので、もっと人がほしいなと思っています。」という語りからもそれはみてとれる。そうしたフォローの中には申請当初に行われる扶養義務者への連絡でも、文書だけにとどまらず、積極的に、橋渡しをしているようである。「ほら、いるんですよ。どうしようもない人って言うのが、こんな段になって、今まで好き勝手しよったのに、いうてこられたって知らんわとかね。そういう場合でも、できるだけ孤立せんようにね、ねばり強くこちらが話していけば、ほな、連絡してくれてもええわという風になることもあるんですよ。」こうした橋渡しは、血縁だけにとどまらない。「近所の中でもね、あの人話したこともない。っていう場合もあるんですが、A市ではまだアパート全員が保護を受けるといふばあいがあって、みんなで声かけあってもらったりすることもあるんですよ。」ということである。そして、「やりかたとしてうちは間違っただけはしていない。」と強調していた。

3. 結語

保護係長の物語を描くのならA市は濫給にも漏給にも至っていない、しかも受給率の低い理想状態にあると言うことであり、それを可能にしているのは、時には縁の途絶えた肉親・近隣の人にも橋渡しをし、保護から離脱するまで、手厚い就労指導を行っているということである。問題なのは近年の不況による受給者の増大に対してそれに見合うだけの職員の増大がないということである。指導が不十分であるがために「保護ズレ」がおきているという解釈である。それでは、どうして、私の「指導がかえって自立に結びつかないのでは。」という問いに対して、否定、そして根拠というながれではなく、いったん肯定そして強い否定というながれになってしまったのだろうか。

冒頭でも述べたように、このインタビューの際、わたしはこちらの意図を読まれた、はぐらかされたという印象をもった。それは、わたしのあいづちや、期待のこもったまなざしや落胆のため息を受け、私の問題意識を敏感にすくい取るだけでなく、その問題意識について、否定のメッセージを、込めていたのだと考えられるのである。彼の言う「離婚したり、仕事をやめたけん、保護うけられますか。」とあって、単身でしかも気軽に福祉事務所をたずねてくるのは、わたしのような意識を持っている人ではないか。そういう読みがあったような気がするのである。そのような若者（わたしのような）は、一人で独立して生活をする上で、生活保護は、権利として受給でき、かろうじて面目を保つための最後の砦である。これは、現在の保護政策では受け入れがたい対象である。このような若者の弱点は、親族や地縁との橋渡しである。しかも、保護を受けられた場合は、かばう親族もいないため、ケースワーカーのいいなりになって、就労意欲をみせつづけることをし、長期的な展望に立って、保護から離脱する計画をたてられない人でもある。だからこそ、私は、指導の行き過ぎに問題をみだし、係長は、そのような関係性のありかたにこそ問題を感じているのではないか。一般の人としての聞き手である私を説得しようとする語りから見えてくるのは、漏救の恐れといきすぎた指導と感じ取れないこともない。そういう意味では、このインタビューを行う前に持っていた視点は肯定されたようにも思える。

しかしながらインタビューを仮説の検証という結論を導くためのものと扱うのは、意味のないことであるし、正しいことでもないと考える。

社会リアリティの変化によって、社会の大きなループが存在しないと考える(檜田 [2006:260-264])以上、社会像の検証という意味は、もはやない。インタビューは、それがなされた時の固有性、語り手の生きるリアリティを読み解くことのみ意味のあることだと考える。それ故、インタビュー解釈も相互行為分析によってなされるべきであると考え。その場合、研究者も特権的な地位から退き、場面に生きる人間としての限界を引き受けることになるにしてでもある。

参考文献

- 檜田 美雄 2006 「フィールド研究の倫理とエスノメソドロジー」平 英美他編『新版構築主義の社会学』 世界思想社
- 三浦 耕吉郎 2004 「カテゴリー化の罫」 好井他編『社会学的フィールドワーク』世界思想社
- 桜井 厚 2002 『インタビューの社会学』 せりか書房
- 好井 裕明 2006 『あたりまえを疑う社会学』 光文社

注 このレポートに使用されているトランスクリプト記号

<> 急いで発話されていることを表す

(。) 沈黙

↑ 音調が上がっていることを表す

↓ 音調が下がっていることを表す

： 直前の音が伸ばされていることを示す

h h 呼気音を表す